

魏晉南北朝の不道罪

水 間 大 輔

はじめに

第一節 三國魏の不道罪

第二節 晉南朝の不道罪

第三節 五胡十六國及び北朝の不道罪

結 語

はじめに

1 (180)

た。¹⁾

筆者は別稿において、漢代の不道（無道・母道・亡道ともいう）罪について検討し、主に以下の二つの結論をえ
第一に、いかなる行爲が不道にあたるかは、ある程度律令の條文によって定められていたが、それ以外は不道に

關する「比」(先例)を參照するか、「不道無正法」すなわち不道には正規の法がないという原則により、皇帝や高官などによって、事件ごとに適宜判斷されていた。

第二に、不道にあたる行爲の中には、條文で法定刑が設けられているものもあるが、單に不道にあたると定められているだけで、法定刑は設けられていないものもある。後者の條文や「不道無正法」によって不道にあたるとされた行爲は、皇帝や高官などによって、その處罰が適宜判斷された。

ところで、周知の通り後世の唐律では、不道はいわゆる「十惡」の一つとして位置づけられていた。他の十惡と同様、不道にあたる行爲は固定されており、それらの行爲に對しては、各本條で法定刑が設けられていた。『唐律疏議』名例律「十惡」條の「不道」に對する注に、

謂殺一家非死罪三人、支解人、造畜蠱毒、厭魅。

とあり、唐律では不道にあたる行爲の範圍がわずか四種の行爲に限定されている。すなわち、死罪を犯していない一家のうち三人を殺す、人の屍體を分解する、「蠱毒」(毒蟲)を作るあるいは蓄える、「厭魅」(人形じかたを作つてまじないをかけ、人を殺したり、病に罹らせようとする)という行爲である。そして、これらの行爲はいずれも「賊盜律」内の各條文で法定刑が設けられていた。すなわち、

諸殺一家非死罪三人、及支解人者、皆斬。妻子、流二千里。

諸造畜蠱毒、及教令者、絞。造畜者同居家口雖不知情、若里正知而不糾者、皆流三千里。

諸有所憎惡、而造厭魅及造符書呪詛、欲以殺人者、各以謀殺論減二等。以故致死者、各依本殺法。欲以疾苦人者、又減二等。即於祖父母・父母及主、直求愛媚而厭呪者、流二千里。若涉乘輿者、皆斬。

とある通りである。

漢律令は魏晉南北朝及び隋を経て、唐律へと發展していったわけであるが、不道はいつ頃唐律のような形へ變化したのであるか。本稿では魏晉南北朝の各時代と國家における不道の内容を探るとともに、唐律型不道への變化の時期を史料上可能な限り特定したい。

第一節 三國魏の不道罪

周知の通り、三國魏では明帝のとき、「新律」十八篇が編纂された。新律は今日まで伝わっていないが、『晉書』卷三〇刑法志が引く「新律序略」では、新律が漢律令をいかに改變して制定されたか、比較的詳しく記されている。不道について注目されるのは、

又改賊律、但以言語及犯宗廟園陵、謂之大逆無道、要斬、家屬從坐、不及祖父母・孫。至於謀反大逆、臨時捕之、或汙瀦、或梟菹、夷其三族、不在律令、所以嚴絕惡跡也。

と記されていることである。これによると、新律では言葉で侵犯すること、及び宗廟・園陵を侵犯することのみを「大逆無道」といい、犯人本人は「腰斬」（腰部を切斷する刑罰）に處し、家族は縁坐して處罰されるが、祖父母と孫は対象外とする。一方、「謀反大逆」の場合、犯人の住居を水たまりにしたり、あるいは頭部を晒したり、屍體を醢（ししびしお）にしたり、三族（父母・妻子・同産（父を同じくする兄弟姉妹））を滅ぼしたりするが、これらの處罰は律令に記載しない、と記されている。これを漢の法律と比較すると、次のようなことがいえる。

第一に、漢の大逆不道には「謀反」も含まれたが、新律では「以言語及犯宗廟園陵」に限られた。「以言語」とは文字通り口頭や書面で發言することをもって犯す罪を指すのであろう。大庭脩氏は漢律令について、「誣罔」（天子を欺く行爲）・「罔上」（臣下に味方して天子を欺く行爲）・「迷國」（主張に一貫性を缺き、天子・朝議を惑わす行爲）

「誹謗」(天子、及び現在の政治をあからさまに非難する行爲)・「狡猾」(不當な方法で多額の金錢を收受し、もしくは官費を浪費し、又は着服する行爲)・「惑眾」(一般人民を惑わし、又は誤らしめ、混亂に陥れる行爲)・「虧恩」(優渥な天子の恩意を損う行爲)・「奉使無狀」(天子・王室又は國家に、多大の危害を及ぼすとき職務上の失態)・「大逆」(劉氏の天下を覆し、漢の國家體制を變更せんとする行爲)などの諸行爲や、人倫の道に背く殘虐行爲が不道にあたと結論づけられた。さらに筆者は別稿において、人倫の道に背く行爲は、必ずしも殘虐行爲でなくとも不道として扱われることがあったと述べた。⁽³⁾「以言語及犯宗廟園陵」は冒頭に「改賊律」とあるように、漢律の「賊律」を改めたものであるから、以上のような漢律令において不道にあたる行爲のうち、發言で犯す行爲が不道として扱われたことになる。誣罔・罔上・迷國・誹謗は發言がなければなしえない行爲と考えられるが、他の行爲でも發言で犯しえたであろう。また、「犯宗廟園陵」とは、具體的には皇室の宗廟・園陵へ不法に立ち入ったり、毀損したりする行爲を指すのである。

第二に、三國魏の大逆無道では、犯人本人は腰斬に處される。そして、「家屬」は「從坐」するが、祖父母・孫には及ばないとされている。つまり、「家屬」以下は縁坐が及ぶ範圍を説明していることになる。漢律令では大逆無道の場合、縁坐が及ぶ範圍は犯人の父母・妻子・同産であった。『漢書』卷四九鼂錯傳に、

後十餘日、丞相青翟・中尉嘉・廷尉歐劾奏錯曰(中略)錯不稱陛下德信、欲疏羣臣百姓、又欲以城邑予吳、亡臣子禮、大逆無道。錯當要斬、父母・妻子・同産無少長皆棄市。臣請論如法。制曰、可。

とあり、前漢の景帝のとき、御史大夫の鼂錯は丞相の陶青翟らの上奏により、法の規定通り腰斬に處され、その父母・妻子・同産は「棄市」(斬首)に處されている。縁坐の及ぶ範圍が父母・妻子・同産であることと、祖父母・孫に及ばないことは矛盾しない。つまり、直系の親族についていえば、縁坐が及ぶ範圍は漢・魏とも父母と子に限

られたことになる。しかし、妻や同産など、その他の親族にも及んだかどうかは、「新律序略」の記述だけではわからない。

第三に、最後に「謀反大逆」に關する記述がある。謀反大逆という罪名自体は、新律になってから新たに設けられたわけではなく、遅くとも前漢末期には用いられていたごとくである。すなわち、『漢書』卷八四翟方進傳に孺子嬰期のこととして、

莽大喜、復下詔曰（中略）今翟義・劉信等謀反大逆、流言惑衆、欲以篡位、賊害我孺子。とある。後漢になると比較的頻繁に用いられ、以下のような用例が見える。

初、〔永昌太守曹〕鸞上書訟黨人曰、夫黨人者、或者年淵德、或衣冠英賢、皆宜股肱王室、左右大猷者也、而久被禁錮、辱在泥塗。謀反大逆尚蒙赦宥、黨人何罪、獨不開恕乎。（『後漢紀』卷二四孝靈皇帝紀中熹平五年條）
秋九月庚子、赦樂浪謀反大逆殊死已下。（『後漢書』卷二下光武帝紀下建武六年條）

〔明帝〕使尚書令持節詔驃騎將軍・三公曰（中略）其令天下自殊死已下、謀反大逆、皆赦除之。（『後漢書』卷二顯宗孝明帝永平二年條）

乙巳、大赦天下、其謀反大逆及諸不應宥者、皆赦除之。（『後漢書』明帝紀永平十五年條）

五月戊戌、制詔曰（中略）其大赦天下、自殊死以下謀反大逆諸犯不當得赦者、皆赦除之。（『後漢書』卷六孝順帝紀陽嘉三年條）

己酉、令郡國中都官繫囚減死一等、徙邊。謀反大逆不用此令。（『後漢書』卷六孝冲帝紀建康元年條）

丙午、詔郡國繫囚減死罪一等、勿笞。唯謀反大逆不用此書。（『後漢書』卷七孝桓帝紀建和元年條）

しかし、その一方で謀反が大逆不道に問われている例があることも確かである。實例については枚舉に暇がない

が、例えば『續漢書』天文志中に、

又阜陵王延與子男魴謀反、大逆無道、得不誅、廢爲侯。

とある。よつて、漢の謀反大逆は大逆不道に含まれ、大逆不道の一種であつたといふことができる。

ところが、「新律序略」によると、三國魏の大逆無道と謀反大逆の關係は、漢と同様に解することはできない。漢律令では、謀反は大逆無道に含まれる行爲であつたが、新律では大逆無道の範圍が縮小され、大逆無道とは別に謀反大逆として扱われるようになった。

「新律序略」によると、三國魏の大逆無道は漢律令に比して、以上のような特徴を有すると考えられるが、實際にはどのように運用されていたのであろうか。そこで次に、三國魏における不道の用例を列挙する。

(一) 五月己丑、高貴鄉公卒、年二十。皇太后令曰、吾以不德、遭家不造、昔援立東海王子髦、以爲明帝嗣。見其好書疏文章、冀可成濟、而情性暴戾、日月滋甚。吾數呵責、遂更忿恚、造作醜逆不道之言以誣謗吾、遂隔絕兩宮。其所言道、不可忍聽、非天地所覆載。吾即密有令語大將軍、不可以奉宗廟、恐顛覆社稷、死無面目以見先帝。大將軍以其尚幼、謂當改心爲善、殷勤執據。而此兒忿戾、所行益甚、舉弩遙射吾宮、祝當令中吾項、箭親墮吾前。吾語大將軍、不可不廢之、前後數十。此兒具聞、自知罪重、便圖爲弑逆、賂遣吾左右人、令因吾服藥、密因酖毒、重相設計。事已覺露、直欲因際會舉兵入西宮殺吾、出取大將軍、呼侍中王沈・散騎常侍王業・尚書王經、出懷中黃素詔示之、言今日便當施行。(中略) 賴宗廟之靈、沈・業即馳語大將軍、得先嚴警、而此兒便將左右出雲龍門、雷戰鼓、躬自拔刃、與左右雜衛共入兵陳間、爲前鋒所害。此兒既行悖逆不道、而又自陷大禍、重令吾悼心不可言。昔漢昌邑王以罪廢爲庶人、此兒亦宜以民禮葬之、當令内外咸知此兒所行。(中略)

庚寅、太傅孚・大將軍文王・太尉柔・司徒沖稽首言、伏見中令、故高貴鄉公悖逆不道、自陷大禍、依漢昌邑王罪廢故事、以民禮葬。(中略)然臣等伏惟殿下仁慈過隆、雖存大義、猶垂哀矜、臣等之心實有不忍、以爲可加恩以王禮葬之。太后從之。(『三國志』卷四魏書三少帝紀甘露五年五月己丑條)

(二) 戊申、大將軍文王上言、高貴鄉公率將從駕人兵、拔刃鳴金鼓向臣所止。懼兵刃相接、即勅將士不得有所傷害、違令以軍法從事。騎督成倅弟太子舍人濟、橫入兵陳傷公、遂至隕命。輒收濟行軍法。(中略)科律大逆無道、父母・妻子・同產皆斬。濟凶戾悖逆、干國亂紀、罪不容誅。輒勅侍御史收濟家屬、付廷尉、結正其罪。太后詔曰、夫五刑之罪、莫大於不孝。夫人有子不孝、尚告治之、此兒豈復成人主邪。吾婦人不達大義、以謂濟不得便爲大逆也。然大將軍志意懇切、發言惻愴、故聽如所奏。當班下遠近、使知本末也。(『三國志』卷四魏書三少帝紀甘露五年五月戊申條)

(三) 初、張當私以所擇才人張・何等與爽。疑其有姦、收當治罪。當陳爽與晏等陰謀反逆、並先習兵、須三月中欲發。於是收晏等下獄。會公卿朝臣廷議、以爲春秋之義、君親無將、將而必誅。爽以支屬、世蒙殊寵、親受先帝握手遺詔、託以天下、而包藏禍心、蔑棄顧命、乃與晏・颺及當等謀圖神器、範黨同罪人、皆爲大逆不道。於是收爽・義・訓・晏・颺・謐・軌・勝・範・當等、皆伏誅、夷三族。(『三國志』卷九魏書曹真傳)

(四) 嘉平六年二月、當拜貴人、豐等欲因御臨軒、諸門有陛兵、誅大將軍、以玄代之、以緝爲驃騎將軍。豐密語黃門監蘇鑠・永寧署令樂敦・宄從僕射劉賢等曰、卿諸人居內、多有不法、大將軍嚴毅、累以爲言、張當可以爲誠。鑠等皆許以從命。大將軍微聞其謀、請豐相見、豐不知而往、即殺之。事下有司、收玄・緝・鑠・敦・賢等送廷尉。廷尉鍾毓奏、豐等謀迫脅至尊、擅誅冢宰、大逆無道、請論如法。於是會公卿朝臣廷尉議、咸以爲豐等各受殊寵、典綜機密、緝承外戚椒房之尊、玄備世臣、並居列位、而包藏禍心、構圖凶逆、交關闖豎、授以姦

計、畏憚天威、不敢顯謀、乃欲要君脅上、肆其詐虐、謀誅良輔、擅相建立、將以傾覆京室、顛危社稷。毓所正皆如科律、報毓施行。詔書、齊長公主、先帝遺愛、原其三子死命。於是豐・玄・緝・敦・賢等皆夷三族、其餘親屬徙樂浪郡。(『三國志』卷九魏書夏侯玄傳)

〔二〕では甘露五年(二六〇年)、それまで帝位に就いていた高貴郷公曹髦が死去すると、郭太后(明帝の皇后)は曹髦の生前の行いを非難している。それによると、曹髦は「醜逆不道之言」で郭太后を誣告・誹謗したという。漢代では大逆不道を「逆不道」・「逆亂不道」・「暴逆無道」・「誄逆亡道」などと呼ぶこともあるが、いずれも同じ意味で用いられていたごとくである。⁽⁴⁾新律でも同様であったとすると、ここでいう「醜逆」も法律上は「大逆」の同義として扱われたことであろう。

注目されるのは、曹髦が「醜逆不道之言」で誣告・誹謗したということである。つまり、これは言語による行爲であって、新律の「但以言語及犯宗廟園陵、謂之大逆無道」にちように當てはまる。郭太后は大將軍の司馬昭に對し、曹髦では宗廟を護持できず、社稷を顛覆させてしまうのではないかと告げている。これは要するに、曹髦には皇帝としての資質がなく、退位させるべきではないかということであろう。曹髦は皇帝であるから、この行爲をもって處罰するわけにはいかなかったが、退位には制裁の意味も込められていたのかもしれない。

司馬昭が擁護したことにより、このとき曹髦は退位させられなかった。しかし、後に郭太后を暗殺しようとしたことが發覺すると、曹髦は擧兵し、みずから拔刀して突入したが、返討ちにあつて殺害された。これについて郭太后は「此兒既行悖逆不道、而又自陷大禍」と述べているが、ここでいう「悖逆不道」も「醜逆不道之言」で誣告・誹謗したことを指すのであつて、擧兵のうえ戰死したことは「又自陷大禍」と述べられているのであろう。さ

らに、太傅の司馬孚、大將軍の司馬昭、太尉の高柔、司徒の鄭沖は郭太后に對し、「故高貴郷公悖逆不道、自陷大禍」と述べているが、これも郭太后の「既行悖逆不道、而又自陷大禍」を省略した言い方に過ぎない。

次に、(二)も(一)の曹髦舉兵事件について述べたものである。司馬昭は郭太后にいった。すなわち、曹髦が舉兵したとき、司馬昭は將士に曹髦を傷つけてはならず、もし違反した場合には軍法で處斷すると命じた。ところが、太子舎人の成濟は曹髦を傷つけ、落命させるに至った。司馬昭は成濟を捕え、すぐさま軍法によつて處刑した。さらに、律の條文には「大逆無道、父母・妻子・同産皆斬」とある。成濟の行爲は「凶戾悖逆、干國亂紀」であるから、成濟の家族を收監し、廷尉に引渡して、その罪を正すべきである、と。それに對して、郭太后は次のような詔を下した。すなわち、曹髦には不孝の行いがあるので、君主とはいえない。よつて、成濟の行爲は大逆にあつたらぬと考へられる。しかし、司馬昭の意志は懇切で、發言も悲痛さに満ちているので、上奏の通りにせよ、と。

つまり、成濟自身は軍法により處刑されたが、律により父母・妻子・同産も處刑するということであろう。ここで問題となるのは、新律との矛盾である。新律でいう大逆無道は「言語」でもつて犯す行爲か、宗廟・園陵を侵犯する行爲でなければならぬはずである。しかし、成濟は皇帝を殺害したのであるから、「謀反大逆」にあたるはずである。にもかかわらず、縁坐については大逆無道の規定が適用されている。

ちなみに、「新律序略」では大逆無道について、「家屬」は「從坐」するが、祖父母と孫には縁坐が及ばないと記されている。これについて、先に行つた「新律序略」に對する検討では、縁坐が祖父母・孫に及ばなかつたことと、漢のように縁坐の範圍が父母・妻子・同産であつたことは矛盾せず、その一方で新律において妻や同産など、その他の親族にも縁坐が及んだかどうかは、新律序略の記述だけではわからないと述べた。しかし、(二)に「大

逆無道、父母・妻子・同産皆斬」という律の條文が引用されていることから、新律でも漢と同様、大逆不道の縁坐の範圍は父母・妻子・同産であったことが知られる。

〔三〕では嘉平元年（二四九年）、都監の張當が犯罪の嫌疑により取調べを受けた際、曹爽が何晏らと密かに反逆を謀り、兵士を訓練し、三月中にクーデターを起こそうとしたと陳述した。公卿・朝臣による廷議では、曹爽は何晏・鄧颺・張當らとともに帝位を篡奪しようとする謀り、桓範ら一黨も彼らに同調したとして、「大逆不道」にあたるかと判断した。その結果、曹爽・曹羲・曹訓・何晏・鄧颺・丁謐・畢軌・李勝・桓範・張當らはみな處刑され、夷三族に處されたという。本件でも犯人が犯したとされる行爲は謀反であって、新律では大逆不道に當らないはずである。にもかかわらず、大逆不道として處罰されている。

〔四〕では嘉平六年（二五四年）、中書令の李豐らは、皇帝曹芳が女官の貴人を任命するために宮殿の軒先まで出てくる機會を利用して、大將軍の司馬師を誅殺し、太常の夏侯玄を大將軍、光祿大夫の張緝を驃騎將軍にしようとした。司馬師は事前にこの謀略を聞きつけると、李豐を呼び寄せ、これを殺害した。廷尉の鍾毓は上奏し、李豐らは皇帝を脅迫し、宰相司馬師を殺害しようとする謀り、大逆無道で、法の通りに處罰すべきと主張した。公卿・朝臣・廷尉を集めて議論したところ、李豐らの謀略は皇室・社稷を顛覆させようとしたもので、鍾毓の判断は律の條文に合致するので、鍾毓に刑罰の執行を命じるよう求めた。これに對して詔が下され、齊長公主は明帝の忘れ形見であるから、その三人の子に對する死刑は免除されたが、李豐・夏侯玄・張緝・樂敦・劉賢らはみな三族刑を受け、その他の親族は樂浪郡に徙遷刑となった。

〔四〕では鍾毓の上奏に「豐等謀迫脅至尊」、公卿・朝臣及び鍾毓の議論に「乃欲要君脅上」とあり、李豐らが皇帝を脅迫しようと計畫していたと記されている。李豐らの謀略には皇帝を脅迫することについて言及されていない

が、〔四〕に對して附された裴松之注が引く西晉・王沈『魏書』に、

豐言曰、今拜貴人、諸營兵皆屯門。陛下臨軒、因此便共迫脅、將羣寮人兵、就誅大將軍。卿等當共密白此意。鑠等曰、陛下儻不從人、奈何。豐等曰、事有權宜、臨時若不信聽、便當劫將去耳。那得不從。

とあり、もし皇帝が聞き入れなかつたら、脅迫してでもいうことを聞かせよう、と李豊らは謀略の中で述べている。李豊らの要求とは、夏侯玄を大將軍、張緝を驃騎將軍に任命することであろう。

〔四〕でも李豊らの行爲は「大逆無道」にあたることされている。皇帝を脅迫することは、ある意味「言語を以て」犯す罪といえるであろうが、公卿・朝臣・廷尉の集議では「將以傾覆京室、顛危社稷」とあり、明らかに皇室・國家に對して直接危害を加える行爲と認識されている。それゆえ、新律に照らせば、大逆無道ではなく謀反大逆とすべきところであるが、なぜかここでも大逆無道とされている。しかも、「毓所正皆如科律」とあり、集議も廷尉鍾毓の判斷が律の條文に合致しているとまで述べている。

以上、三國魏に關する史料では、少なくとも法律上の「不道」は單獨で用いられている例が見えず、全て「大逆」（醜逆・悖逆も含む）と組み合わせて用いられている。しかも、大逆不道が新律の定義に合致しているのはわずかに〔一〕のみで、他はむしろ新律でいう謀反大逆にあたる。

もつとも、〔二〕については説明が一應つきそうである。成濟は軍法によつて即座に處刑されたのであつて、大逆不道あるいは謀反大逆の罪に問われて處刑されたわけではない。ただその父母・妻子・同産が大逆無道に對する規定を根據として、三族刑に處されただけである。「新律序略」によると、謀反大逆の場合、犯人の家屋・宅地を水たまりにしたり、頭部を晒したり、身體を醢にしたり、三族を皆殺しにしたりするが、これらについては律令に條文を設けていないとされている。逆にいえば、それ以外の制裁は條文が設けられており、それは大逆無道と同じ

であったのではあるまいか。

ところが、「三」と「四」では明らかに犯人の罪状が大逆不道とされている。逐一検討した通り、新律に照らせば、大逆不道ではなく謀反大逆でなければならぬはずである。その理由は明らかでないが、さまざまな可能性が考えられる。

① 新律施行以降も漢代と同様、「謀反大逆」を「大逆無道」とも呼ぶ慣習があった。

② 新律施行後、漢律令の規定に戻した。

③ 新律序略の記述に誤りがある。

いずれが正しいのかは判断がつかない。漢代では「不道無正法」であったが、「新律序略」によると、あたかも大逆不道に限っては構成要件が明確に定められ、「不道無正法」の域を脱したごとくであったが、あるいは必ずしもそうではなかったのかもしれない。

第二節 晉南朝の不道罪

『晉書』卷三〇刑法志に、

文帝爲晉王、患前代律令本注煩雜、陳羣・劉邵雖經改革、而科網本密、又叔孫・郭・馬・杜諸儒章句、但取鄭氏、又爲偏黨、未可承用。於是令賈充定律律、令與太傅鄭沖・司徒荀勗・中書監荀勗・中軍將軍羊祜・中護軍王業・廷尉杜友・守河南尹杜預・散騎侍郎裴楷・潁川太守周雄・齊相郭頴・騎都尉成公綏・尚書郎柳軌及吏部令史榮邵等十四人典其事。(中略) 泰始三年、事畢、表上。(中略) 四年正月、大赦天下、乃班新律。

とあり、三國魏末期、晉王司馬昭は賈充らに命じて法律を編纂させ、西晉建國後の泰始三年(二六七年)に完成

し、同四年に公布された。右の記述によると、漢代の律令は本文・注ともに煩雜で、三國魏になって陳羣・劉邵らによつて新律が制定されたものの、依然として條文が細密過ぎること、及び律令には叔孫宣・郭令卿・馬融・杜ら諸儒の章句があるにもかかわらず、新律では鄭玄の注のみを採用しているという問題があり、新律はこのまま用い續けるべきではなく、それゆえ新たな法律の編纂が行われたと記されている。すると、三國魏の「謀反大逆」と「大逆無道」の違いが泰始律ではどのように扱われたのが問題となる。以下、單なる「不道」も含め、晉南朝における不道の事例を列擧する。

〔五〕及河間王顥檄劉喬討虓於許昌、矯詔曰（中略）與兄弟昔因趙王婚親、擅弄權勢、凶狡無道、久應誅夷、以遇赦令、得全首領。（『晉書』卷六二劉琨列傳）

〔六〕〔趙〕廆自稱大都督・大將軍・益州牧。〔李〕特弟庠與兄弟及妹夫李含・任回・上官惇・扶風李攀・始平費佗・氏苻成・隗伯等以四千騎歸廆。廆以庠爲威寇將軍、使斷北道。（中略）廆惡其齊整、欲殺之而未言。（中略）會庠在門、請見廆。廆大悅、引庠見之。庠欲觀廆意旨、再拜進曰、今中國大亂、無復綱維、晉室當不可復興也。明公道格天地、德被區宇、湯武之事、實在於今。宜應天時、順人心、拯百姓於塗炭、使物情知所歸、則天下可定、非但庸蜀而已。廆怒曰、此豈人臣所宜言。令淑等議之。於是淑等上庠大逆不道。廆乃殺之、及其子姪宗族三十餘人。廆慮特等爲難、遣人喻之曰、庠非所宜言、罪應至死、不及兄弟。以庠尸還特、復以特兄弟爲督將、以安其眾。（『晉書』卷一二〇李特載記）

〔七〕時沛郡相縣唐賜、往比邨朱起母彭家、飲酒還、因得病、吐蠱蟲十餘枚。臨死語妻張、死後剖腹出病。後張手自破視、五藏悉糜碎。郡縣以張忍行剝剖、賜子副又不禁駐。事起赦前、法不能決。律傷死人、四歲刑。妻傷

夫、五歳刑。子不孝父母、棄市。並非科例。三公郎劉勰議、賜妻痛遵往言、兒識謝及理、考事原心、非存忍害、謂宜哀矜。覬之議曰、法移路尸、猶爲不道。況在妻子、而忍行凡人所不行。不宜曲通小情、當以大理爲斷、謂副爲不孝、張同不道。詔如覬之議。〔宋書〕卷八一顧覬之列傳)

〔五〕では西晉・惠帝の永興二年(三〇五年)、河間王司馬顥は潁川太守の劉興兄弟について、彼らは以前趙王司馬倫の姻族であることをもって權勢を振り、悪くてずる賢く無道で、長らく誅殺・夷三族に處すべき状態にあったが、たまたま敕令が出て、首を全うすることができた、と非難している。司馬顥の考えによると、劉興兄弟の行爲は無道にあたり、その行爲は死刑かつ夷三族にあたるものということになるが、これが法律を根據とするものなのか、それとも司馬顥自身の判斷によるものなのかは明らかでない。

〔六〕では西晉の惠帝期、益州刺史・折衝將軍の趙廞が、大都督・大將軍・益州牧を自稱し、李庠を威寇將軍に任命し、北への道を遮斷させた。しかし、趙廞は李庠の軍隊が整然としている様を見て、警戒するようになり、これを殺そうと考えた。李庠は趙廞の考えを探ろうとし、趙廞に謁見し、次のように進言した。すなわち、今中國は大いに亂れ、晉室も復興しないであろうから、晉室に代わって天下を平定すべきである、と。趙廞は「人臣たる者がいうべきことではない」と怒り、長史杜淑らに審議させた。杜淑らは、李庠の發言は大逆不道にあたることを報告した。趙廞は李庠を殺し、その子・姪・宗族三〇人餘りを處刑した。趙廞は李庠の兄李特のことを慮り、人を遣わして「李庠はいうべきことではないことをいい、その罪は死刑にあたるが、兄弟には及ばない」といわせ、李庠の遺體を李特へ返還したという。

「非所宣言」は漢代でも見え、漢代では一般に「大不敬」として棄市に處されるのが原則であるが、本來大不敬

にあたる行爲であつても、その被害あるいは悪質性が甚大である場合、不道として扱われることがあつた。⁽⁵⁾ もつとも、李庠の發言内容は晉室からの離反であるから、不道の中でも特に大逆不道とされたのであろう。三國魏の新律によると、大逆無道は言語を以て犯す行爲で、李庠の行爲はこれに適合する。しかし、趙厥は李庠の姪と宗族まで處刑している。姪は明らかに三族に含まれない。また、ここでいう「宗族」がどこまでの範圍へ及んだのかは未詳であるが、三〇人餘りという人数からすると、廣範圍へ及んだと推測される。ところが、その一方で趙厥は李庠の兄弟を處罰しなかつた。趙厥はその理由として、李庠の罪が「非所宣言」であつたことを擧げている。このように、趙厥の言いは矛盾しているわけであるが、それゆえにこそ本件は泰始律下の不道の處罰を知る根據とは必ずしもできない。

〔七〕では南朝宋のとき、沛郡相縣の唐賜が鄰り村の朱起の母彭氏の家へ行き、酒を飲んで歸つたが、それによつて病に罹り、蠱蟲を一〇匹餘り吐き出した。彼は死に臨んで妻張氏に語つた。私が死んだら、腹を割いて病をとり出せ、と。後に張氏はみずから唐賜の腹を割いて見ると、五臟がごとく碎かれていた。郡・縣は張氏が殘忍にも唐賜の腹を裂き破り、賜の子副もそれを止めなかつたと判斷したが、事件が起つたのは恩赦が出される前のことで、法的にどのように判決を下すべきか判斷がつかなかつた。律では死人を傷つければ四歲刑、妻が夫を傷つければ五歲刑、子が父母に對して不孝なことをすれば棄市に處する、と定められているが、本件のような狀況については、條文も先例もなかつた。三公郎の劉驪は、張氏は唐賜の遺言に従つただけであつて、殘忍な行爲をする意思はなかつたと述べ、張氏と唐副を擁護している。それに對して、吏部尚書の顧覲之は、法では路上の屍體を移すだけでも不道に問われるので、ましてや死者の妻子が屍體に對して殘忍なことを行つたのはなおのことであり、唐副は不孝、張氏は不道の罪にあたると主張した。詔により、顧覲之の意見が採用された、というものである。

本件について注目されるのは、「法移路尸、猶爲不道」とあり、「法」において不道の内容が定義されていることである。このような律令の條文は漢代でも見える。⁽⁶⁾ 例えば、尚德街簡牘⁽⁷⁾に、

妻淫失煞夫、不道。(二二二背面第一欄)

奸人母子旁、不道。(二二二背面第一欄)

などがある通りである。ただし、ここでいう「法」が律を指すのかは明らかでない。いわゆる「故事」を指す可能性もある。⁽⁸⁾ また、なぜ路上の屍體を移すことが不道にあたるのか、よくわからない。

以上のように、晉南朝の不道に關しては、参考となる史料が極めて少ない。三國魏の新律のように、謀反大逆と大逆無道の違いがあったのかも明らかでない。ただし、この問題に關して一つだけ注目される史料がある。すなわち、『隋書』卷二五刑法志に、

其謀反・降・叛・大逆已上、⁽⁹⁾皆斬。

とあり、天監二年(五〇三年)に公布された南朝梁律では、「謀反」・「降」・「叛」・「大逆」を處罰する規定があった。『唐律疏議』名例律「十惡」條疏に、

周齊雖具十條之名、而無十惡之目。

とあり、北朝の北周・北齊では、隋唐律の十惡に相當するものとして「十條」があったという。『隋書』刑法志では、

不立十惡之目、而重惡逆・不道・大不敬・不孝・不義・内亂之罪。

とあり、保定三年(五六三年)に公布された北周律では、十條の一部として「惡逆」・「不道」・「大不敬」・「不孝」・「不義」・「内亂」の六つがあったが、残り四つが何であったのか、ここでは示されていない。しかし、同じく

刑法志では北周律について、

盜賊及謀反・大逆・降・叛・惡逆罪當流者、皆甄一房配爲雜戶。

とあり、十條の一つ惡逆とともに「謀反」・「大逆」・「降」・「叛」が列擧されているので、残り四つは謀反・大逆・降・叛であることがわかる。これら四つは、南朝梁律の謀反・降・叛・大逆と完全に一致する。これらの行爲は、漢であれば全て大逆不道として處罰されたことであろう。しかし、北周律では大逆と不道が區別されている。「はじめに」で述べた通り、唐律ではわずかに「殺一家非死罪三人」・「支解人」・「造畜蠱毒」・「厭魅」という四種の行爲のみが不道とされている。要するに、國家・皇帝以外に對する道ならざる行爲に限られたわけであるが、北周律の不道もこれに近いものであったと考えられる。北周律と似た南朝梁律でも、おそらく同様であったのではなからうか。

ただし、『梁書』卷三武帝紀下の中大同元年條には、

甲子、詔曰（中略）自今有犯罪者、父母・祖父母勿坐。唯大逆不預今恩。

とあり、今後罪を犯した場合、縁坐は父母・祖父母に及ばないが、「大逆」の場合に限り、この恩典を適用しない、という詔が下されている。この詔は中大同元年（五四六年）に下されたものであるから、梁律施行後の詔ということになる。もしここでいう大逆が「謀反・降・叛・大逆」の「大逆」とすれば、謀反という最も重い罪に對しては、かえって縁坐が父母・祖父母に及ばないことになってしまふ。もともと、梁律の大逆がいかなる内容の犯罪を指すのかは明らかでない。唐律の十惡の一つ「謀大逆」は、『唐律疏議』名例律注に、

謂謀毀宗廟・山陵及宮闕。

とあり、皇家の宗廟・陵墓・宮殿を破壊しようと謀ることをいい、謀反より軽い罪であった。梁律の大逆が假に唐

律と異なるとしても、謀反より重い罪であったとは考えがたい。それゆえ、この詔でいう大逆は、おそらく謀反大逆か、あるいは大逆不道を省略したものであろう。すると、梁律は謀反・降・叛・大逆という分類を設けたにもかかわらず、詔では依然として謀反大逆あるいは大逆無道という語を用いていたことになる。このような矛盾は三國魏における大逆無道と謀反大逆の矛盾と似ている。これらの意味するところについては、結語で鄙見を提示したい。

第三節 五胡十六國及び北朝の不道罪

まず、五胡十六國の事例から見ていこう。

〔八〕〔李〕壽奏相國建寧王越・尚書令河南公景騫・尚書田褒・姚華・中常侍許涪・征西將軍李遐及將軍李西等、皆懷姦亂政、謀傾社稷、大逆不道、罪合夷滅。〔李〕期從之。於是殺越・騫等。〔晉書〕卷二二李期載記)

大成・李期の玉恆四年(三三八年)、李期の從叔父李壽は舉兵し、大成の首都成都を占領した。李壽は李期に對して上奏し、相國の李越らは政治を亂し、社稷を傾けようと謀ったので、大逆不道にあたり、その罪は夷三族にあたりと主張した。李期はこれに従い、李越らを處刑したという。

李壽によると、李越らは社稷すなわち國家を顛覆させようと謀ったわけであるから、三國魏の新律によると、大逆不道ではなく謀反大逆にあたるはずである。しかし、本件でも大逆不道となっている。

大成は李期の父李雄が王さらには皇帝を稱して建國されたものであるが、元はといえばその父李特(二六)の李特

と同一人物)が、略陽縣(現在の甘肅省秦安縣)一帶の流民を率いて漢中へ南下し、さらに巴蜀へ移住したことに起源がある。李特自身は賈人であったが、流民の中には現地の漢人も多かつたに違いない。『晉書』卷一二〇李特載記には、

時羅尚貪殘、爲百姓患、而特與蜀人約法三章、施捨振貸、禮賢拔滯、軍政肅然。

とあり、李特は漢の高祖が關中を占領して秦を滅ぼし、關中の民と「法三章」を約したことに倣っている¹⁰。さらに、『晉書』卷一二二李雄載記には、

諸將固請雄即尊位、以永興元年僭稱成都王、赦其境內、建元爲建興、除晉法、約法七章。

とあり、子の李雄のときには晉法を廢止し、「法七章」のみとしている。また、

雄性寬厚、簡刑約法、甚有名稱。

とあり、李雄は法律を簡潔にしていたという。これらの過程の中で大成独自の法律を制定したか、あるいは漢魏の法律を参照した可能性もある。すると、李越らの行爲が謀反大逆に問われていなくても不思議ではない。

五胡十六國の不道に關する史料は以上である。次に、北魏の不道については、まず『魏書』卷一一一刑罰志に、

世祖即位、以刑禁重、神廡中、詔司徒崔浩定律令。(中略)大逆不道腰斬、誅其同籍、年十四已下腐刑、女子

沒縣官。

とあり、神廡年間(四二八〜四三二年)、太武帝はそれまでの刑罰が重いとして、司徒崔浩に律令の制定を命じた。その結果、大逆不道は腰斬とし、同籍の者を處刑し、一四歳以下の者は腐刑に處し、女子は國家に沒收する、と定められた。このように『魏書』刑罰志では、北魏の神廡律の大逆不道についてはわずかにこの記述が見えるのみである。これによると、大逆不道と謀反大逆が區別されていたか否かは判然としない。また、刑罰については、犯人

本人は腰斬とされており、漢と變わらない。縁坐刑は三族刑ではなく、同籍の者はみな處刑される。同籍とは本人と戸籍上同一の世帯に居住する者を指すのであろう。また、三族刑のように全員を處刑するのではなく、一四歳以下の者は腐刑に處し、女子は國家に沒收するとされている。女子は年齢を問わず國家に沒收し、官婢とすることである。一方、男子は一四歳以下の者は腐刑に處するということである。

以上の神廡律の規定を踏まえたうえで、まずは北魏における不道の事例を見てみよう。

〔九〕十有二月癸丑、詔曰、淳風行於上古、禮化用乎近葉。是以夏殷不嫌一族之婚、周世始絕同姓之娶。斯皆教隨時設、治因事改者也。皇運初基、中原未混、撥亂經綸、日不暇給、古風遺樸、未遑釐改、後遂因循、迄茲莫變。朕屬百年之期、當後仁之政、思易質舊、式昭惟新。自今悉禁絕之、有犯以不道論。〔魏書〕卷七上高祖紀太和七年條

〔一〇〕〔元願平〕坐裸其妻王氏於其男女之前、又強姦妻妹於妻母之側。御史中丞侯剛案以不道、處死、絞刑。會赦免、黜爲員外常侍。〔魏書〕卷一九下景穆十二王列傳下

〔一一〕〔劉〕尼馳還東廟、大呼曰、宗愛殺南安王、大逆不道。皇孫已登大位、有詔、宿衛之士皆可還宮。〔魏書〕卷三〇劉尼列傳

〔一二〕深澤人馬超毀謗宗之。宗之怒、遂毆殺超。懼超家人告狀、上超謗訕朝政。高宗聞之曰、此必妄也。朕爲天下主、何惡於超、而超有此言。必是宗之懼罪誣超。按驗果然。事下有司、司空伊戡等以宗之腹心近臣、出居方伯、不能宣揚本朝、盡心綏導、而侵損齊民、枉殺良善、妄列無辜、上塵朝廷、誣詐不道、理合極刑。太安二年冬、遂斬於都南。〔魏書〕卷四六許彥列傳

〔一三〕尋出爲散騎常侍・冀州刺史・將軍・儀同三司。〔侯〕剛行在道、詔曰、剛因緣時會、恩隆自久、擢於凡品、越昇顯爵。往以微勤、賞同利建、寵靈之極、超絕夷等。曾無犬馬識主之誠、方懷梟鏡返噬之志。與權臣元叉婚姻朋黨、虧違典制、長直禁中、一出一入、迭爲姦防。又與劉騰共爲心膂、間隔二宮、逼脅內外。且位居繩憲、糾察是司、宜立格言、勢同鷹隼。方嚴楚撻、枉服貞良、專任凶威、以直爲曲。不忠不道、深暴民聽。附下罔上、事彰幽顯。莫大之罪、難從宥原、封爵之科、理宜貶奪。可征虜將軍、餘悉削黜。〔魏書〕卷九三恩倖列傳

〔一四〕河東羅崇之、常餌松脂、不食五穀、自稱受道於中條山。世祖令崇還鄉里、立壇祈請。崇云、條山有穴、與崐崙・蓬萊相屬。入穴中得見仙人、與之往來。詔令河東郡給所須。崇入穴、行百餘步、遂窮。後召至、有司以崇誣罔不道、奏治之。世祖曰、崇修道之人、豈至欺妄以詐於世、或傳聞不審、而至於此。古之君子、進人以禮、退人以禮。今治之、是傷朕待賢之意。遂赦之。〔魏書〕卷一一四釋老志

〔九〕では太和七年（四八三年）、孝文帝が詔を下し、同姓間の婚姻を禁止し、これを犯した場合、不道として處罰すると定めている。同姓不婚という考え方は古くから存在したようであるが、法律で明確に禁止した規定、あるいはこれを禁じた事例は、これより前に見えない。^{〔1〕}おそらく、漢人の道徳的規範に倣い、これをさらに進めて法律化し、人倫に著しく反する行爲として、不道に位置づけたのであろう。^{〔2〕}

〔一〇〕では孝明帝のとき、通直散騎常侍・前將軍の元願平は、妻の王氏を王氏の子らの前で裸にし、また王氏の妹を王氏の母の側で強姦したとして、罪に問われた。御史中丞の侯剛は、元願平の行爲は不道にあたり、絞刑に處するべきと判断したが、元願平は赦免に遇い、員外常侍へ降格されるだけで済んだ。

第二節でも挙げた尚徳街簡牘には「奸人母子旁、不道」という條文が見える。元願平が犯した二つの行爲は、こ

の條文の内容とは一致しないが、本條が當時の北魏にも傳わっており、かつ他に律の規定や故事がない場合、あるいは侯剛は本條を參考にして判決案を作成したのかもしれない。

〔一一〕では正平二年（四五二年）、宦官の宗愛が太武帝を殺害し、太武帝の末子南安王拓跋余を皇帝に擁立したが、承平元年（四五二年）には南安王も殺害した。羽林中郎の劉尼は東廟で叫び、宗愛が南安王を殺害したこと、その行爲が大逆不道にあたること、皇孫（太武帝の孫文成帝）が既に即位したこと、詔により宿衛の士はみな宮殿へ戻るべきことを告げている。『魏書』卷九四關官列傳に、

高宗立、誅愛・周等、皆具五刑、夷三族。

とあるのによると、宗愛は「五刑」を加えられたうえで、夷三族に處されたという。

關官列傳にはさらに、

愛天性險暴、行多非法。

とあり、宗愛はさまざまな罪を犯していたようであるが、何といつても最も重い罪は、太武帝と南安王を殺害したことであろう。劉尼は南安王殺害のみを採り上げて、宗愛の行爲が大逆不道にあたると叫んでいるが、漢律令であれば確かに大逆不道にあたる。しかし、三國魏の新律では大逆不道にあたらず、謀反大逆となるはずである。もっとも、劉尼は司法官ではないので、嚴密な法律用語として大逆不道と叫んだわけではないのかもしれない。

宗愛は五刑を加えられたうえで、夷三族に處されている。五刑を加えるという方法は、前漢の文帝のときに制度上廢止されたこと¹³であるが、北魏のときには再制定されたのか、それとも三國魏新律の「至於謀反大逆、臨時捕之、或汗瀦、或梟菹、夷其三族、不在律令」のごとく、律に定めがなくても實施していたとも考えられる。

〔一二〕では文成帝のとき、馬超という者が鎮東將軍・定州刺史の許宗之を誹謗した。許宗之は怒り、馬超を毆

り殺した。許宗之は馬超の家族が本件を告するのではないかと恐れ、馬超が朝廷の政治を誹謗したと上奏した。文成帝は許宗之が罪を恐れて馬超を誣告したと考え、取調べさせたところ、果してその通りであった。司空の伊跋らは、許宗之は良民を殺し、誣告して皇帝を偽ったとして、その行爲は不道にあたり、「理」からいつて極刑にあたるという意見を述べた。これによつて許宗之は斬刑に處された。

許宗之の行爲は「不道」とされているが、誣告によつて皇帝を欺こうとしたので、漢代でいえば「誣罔」にあたるであろう。それゆえ、この點においては漢と變わらないことになる。

ここでいう「理」は道理を指すのであろう。逆にいえば、良民を殺し、皇帝を偽ることについては法律に規定がなく、先例もなく、道理に照らせば死刑と判断できるということであらう。やはり漢代と同様、「不道無正法」で、高官や皇帝が判断していることになる。

〔二三〕では孝明帝期、侯剛が冀州刺史に任命され、任地へ赴く途中、靈太后は詔を下し、侯剛が不忠不道、「附下罔上」であるとして、征虜將軍以外の官爵を全て剥奪するよう命じた。大庭氏によると、漢代の附下罔上は「罔上」と簡稱され、臣下に味方して天子を欺く行爲をいう。『魏書』恩倖列傳に、

及領軍元叉執政擅權、樹結親黨。剛長子、又之妹夫、乃引剛爲侍中・左衛將軍、還領尚食典御、以爲枝援。俄加車騎大將軍・領左右、復前削之封。尋加儀同、復領御史中尉。

とあり、侯剛の長男の妻は元叉の妹で、元叉は侯剛を引き立ててさまざまな官位を與えている。元叉は政務を執り、權力をほしいままにし、さまざまな人士と派閥を形成していた。また、〔二三〕によると、侯剛自身も司空公の劉騰と親しくしていた。劉騰は宦官で、かつては内廷は劉騰、外朝は元叉が權勢を誇っていた。〔二三〕の前に劉騰は死去し、また元叉も自害させられている。

〔二四〕では太武帝のとき、方士の羅崇之は、中條山に穴があり、崑崙山や蓬萊山と繋がっており、また穴中では仙人に會うことができるといった。しかし、實際に穴へ入ったところ、百歩餘り進んだところで行止まりになってしまった。關聯官吏は羅崇之の行爲が「誣罔」にあたり、不道として處罰すべきであると上奏したが、太武帝は羅崇之を赦した。先述の通り、誣罔は漢でも不道に問われる行爲であった。

以上、北魏の不道罪について検討したが、その後の東魏・西魏については不道に關する史料が見えない。北齊と北周については『隋書』卷二五刑法志に重要な史料が見える。

又列重罪十條、一曰反逆、二曰大逆、三曰叛、四曰降、五曰惡逆、六曰不道、七曰不敬、八曰不孝、九曰不義、十曰内亂。

不立十惡之目、而重惡逆・不道・大不敬・不孝・不義・内亂之罪。

前者は北齊律、後者は北周律について述べたものである。北齊律は河清三年（五六四年）、北周律は保定三年（五六三年）に公布された。前節で述べた通り、北周律では不道と謀反・大逆・降・叛が區別されていた。また、右の史料によると、北齊律でも北周律と同様、不道と反逆・大逆・叛・降が區別されていることがわかる。

本節での検討結果に見られる通り、北魏における不道罪は、漢とそれほどの違いはなさそうである。しかし、このように遅くとも北齊・北周のときには、不道と謀反などの罪は區別されるようになった。北齊と北周は東魏・西魏以來對立してきた國家であるから、いずれか一方が他方の法律を模倣したとは考えがたい。東魏・西魏のときにおいてはなおのことである。あるいは、北朝が東西に分裂する前、すなわち北魏のときに、既にそのような改革が行われていた可能性も否定できない。それが東魏・北齊と西魏・北周にそれぞれ傳わったということである。

その一方で、南朝梁では北齊・北周に先んじて、早くも天監二年（五〇三年）に謀反・降・叛・大逆という區別

が設けられていた。筆者は別稿において、北朝諸國が南朝の法律を模倣した可能性を提示したことがある⁽¹⁴⁾。あるいは、謀反・降・叛・大逆という區別は南朝で形成され、それが分裂期の北朝へ傳わったとも解しうるが、この問題についてはまた別の機會に論じることとしたい。

結 語

唐律の十惡は隋律から受け繼がれたものである。『隋書』卷二五刑法志に、

一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰内亂。

とあり、隋・文帝の開皇元年（五八一年）に制定された律では、唐律と全く同じ十惡が定められている。もつとも、同篇には、

煬帝即位、以高祖禁網深刻、又敕修律令、除十惡之條。

とあり、文帝の死後、子の煬帝が即位すると、十惡の條文が廢止された。

注目されるのは、『隋書』卷四〇王誼列傳に、

于時上柱國元諧亦頗失意、誼數與相往來、言論醜惡。胡僧告之。公卿奏誼大逆不道、罪當死。（中略）於是賜死於家、時年四十六。

とあり、文帝期であるにもかかわらず、「大逆不道」という罪名が用いられていることである。すなわち、上柱國の王誼は上柱國の元諧としばしば互に行き來し、彼らの間で交わされている言論は醜惡なものであった。彼らの行爲は告され、公卿は、王誼の行爲は大逆不道にあたり、死刑にあたると上奏し、王誼は自害を命じられた、とい

うものである。『隋書』卷一高祖紀上開皇五年條には、

壬寅、上柱國王誼謀反、伏誅。

とあるので、「言論醜惡」の内容は謀反と判断されたことになる。要するに、王誼列傳では謀反が「大逆不道」と呼ばれていることになる。しかし、開皇律では謀反という罪があり、また謀反を處罰する條文も設けられているので、大逆不道という概念は不要なはずである。にもかかわらず、ここで大逆不道という語が用いられているのは、漢代以来の長年の慣習によるものではあるまいか。すると、三國魏の新律において大逆無道と謀反大逆が區別されたにもかかわらず、實際には謀反大逆にあたる行爲が大逆無道と呼ばれていたり（第一節）、また南朝梁律において謀反・降・叛・大逆という分類が設けられたにもかかわらず、詔では依然として謀反大逆あるいは大逆無道という意味で「大逆」が用いられなどの矛盾も（第二節）、隋と同じ現象であって、別に特殊なことではなかったと推測されよう。

注

- (1) 拙稿「漢律令において「不道」とされる行爲と處罰」（『史滴』第四三號、二〇二一年）参照。
- (2) 大庭脩「漢律における「不道」の概念」（同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年。一九五七年原載）参照。
- (3) 拙稿「漢律令において「不道」とされる行爲と處罰」参照。
- (4) 大庭脩「秦漢法制史の研究」一三二・一三三頁（一九五七年原載）、拙稿「漢律令において「不道」とされる行爲と處罰」参照。
- (5) 拙稿「漢律令「大不敬」考」（『中央學院大學法學論叢』第三三卷第二號、二〇二〇年）参照。
- (6) 詳しくは拙稿「漢律令において「不道」とされる行爲と處罰」参照。
- (7) 尚德街簡牘の簡番號・釋文は長沙市文物考古研究所編『長沙尚德街東漢簡牘』（嶽麓書社、二〇一六年）によった。

- (8) ちなみに、戴炎輝氏はここでいう「法」を律注あるいは先例と推測している。「唐律十惡之溯源」(中國法制史學會出版委員會編『中國法制史論文集』成文出版社、一九八一年) 參照。
- (9) 「大逆已上」について、内田智雄氏らは「大逆以上」、高潮氏、馬建石氏らは「大逆不道以上」と譯している。内田智雄編、梅原郁補『譯注 續中國歷代刑法志(補)』(創文社、二〇〇五年) 二七頁、高潮・馬建石編『中國歷代刑法志注譯』(吉林人民出版社、一九九四年) 一九八頁參照。しかし、謀反・降・叛・大逆より重い罪が設けられていたとは考えがたい。「已上」は「已に上り」と讀み、既に犯罪の實行に着手したことをいうものではあるまいか。現に、『唐律疏議』賊盜律には「諸謀叛者、絞。已上道者、皆斬」とあり、「已に道に上る」すなわち既に實行に着手したという表現が見える。
- (10) 『史記』卷八高祖本紀漢元年條に「沛公」召諸縣父老豪桀曰(中略) 與父老約、法三章耳」とある。
- (11) 仁井田陞『支那身分法史』(東方文化學院、一九四二年) 五五一〜五五三頁、曾我部靜雄『律令を中心とした日中關係史の研究』(吉川弘文館、一九六八年) 五四三〜五四五頁(一九五八年原載) など參照。
- (12) ちなみに、この詔の適用對象をめぐっては、川本芳昭氏は北族、王仲犖氏と付開鏡氏は鮮卑族、要瑞芬氏と東莉氏は拓跋部と解している。川本芳昭『魏晉南北朝時代の民族問題』(汲古書院、一九九八年) 一四九・一五〇頁(一九八二年原載)、王仲犖『北魏初期社會性質與拓跋宏的均田、遷都、改革』、『文史哲』一九五五年第一〇期、付開鏡『魏晉南北朝鮮卑民族性觀念的儒家化』、『史林』二〇一二年第三期、要瑞芬『北魏前期法律制度的特徵及其實質』、『中央民族大學學報』社會科學版一九九七年第三期、東莉『區域文化交流與北魏漢化新境界——以文明太后的文化功績爲中心』、『安徽大學學報』哲學社會科學版二〇一四年第三期) 參照。以上に對して齊藤達也氏は、北族に限らず全人民が適用對象であったとする。「北朝・隋唐史料に見えるソグド姓の成立について」、『史學雜誌』第一一八編第一二二號、二〇〇九年) 參照。
- (13) 拙稿『漢初三族刑的變遷』(朱騰・王沛・水間大輔『國家形態・思想・制度——先秦秦漢法律史的若干問題研究』廈門大學出版社、二〇一四年。二〇一二年原載) 參照。
- (14) 拙稿『魏晉南北朝的不敬罪』(王沛・黃海編『出土文獻與法律史研究』第一〇輯、法律出版社、二〇二一年) 參照。

〔附記〕 本稿は科学研究費補助金（基盤研究C）「中國漢魏晉南北朝期の刑罰法規における不道・不敬・不孝などの罪目に對する研究」（課題番號18K01223）による研究成果の一部である。